

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく直交集成板の日本農林規格の改正について

下記のとおり、直交集成板の日本農林規格（平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3079 号）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
直交集成板の日本農林規格の改正
- 2 対象品目
直交集成板
- 3 趣旨及び目的
直交集成板の日本農林規格（平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3079 号）について、
 - （１）過剰な接着剤の逃げ場を設けることで、接着剤厚さが均一となり、接着性能が安定する効果があることから、面取り加工したラミナの使用を可能とする
 - （２）既往の研究成果を基にした、曲げ及びせん断性能の基準の見直し
 - （３）様式の全面的な変更等の改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1
T E L （ 0 3 ） 6 7 4 4－7 1 3 9
F A X （ 0 3 ） 6 7 4 4－0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後